

平成 2 3 年 第 1 2 回  
箕面市教育委員会定例会会議録

箕面市教育委員会

平成23年第12回  
箕面市教育委員会定例会会議録

1. 日 時 平成23年12月12日（月） 午後2時30分

1. 場 所 箕面市役所本館 委員会室

1. 出席委員 委 員 長 小 川 修 一 君  
委員長職務代理者 白 石 裕 君  
委 員 坂 口 一 美 君  
委 員 福 井 聖 子 君  
委員（教育長） 森 田 雅 彦 君

1. 付議案件説明者

教 育 次 長 中 井 勝 次 君  
教 育 推 進 部 長 大 橋 修 二 君  
教 育 推 進 部 理 事 若 狭 周 二 君  
子 ど も 部 長 藤 迫 稔 君  
生 涯 学 習 部 長 稲 野 公 一 君  
教 育 推 進 部 副 部 長  
兼次長(教育政策・学校管理担当) 岡 裕 美 君  
教 育 推 進 部 次 長  
(学校教育・教職員担当) 松 山 隆 志 君  
子 ど も 部 副 部 長  
兼次長(子ども政策・幼児育成担当) 木 村 均 君  
子 ども家庭総合支援室長  
兼子ども部専任参事  
(青少年育成担当) 中 井 正 美 君  
生 涯 学 習 部 次 長 谷 口 あや子 君  
教 育 政 策 課 長 井 口 直 子 君  
学 校 管 理 課 長 清 水 宏 志 君  
教 育 推 進 部 専 任 参 事  
(学校給食推進担当) 中 出 宣 義 君  
兼 幼 児 育 成 課 参 事  
学 校 教 育 課 長 阪 本 勝 昭 君  
教 職 員 課 長 北 村 清 君

教育センター所長	松山尚文君
人権教育課長 兼教育推進部専任参事 (小中一貫教育担当)	南山晃生君
子ども政策課長	古井洋一君
幼児育成課長	井西浩君
子ども支援課長	細川美智代君
子ども部専任参事 (子育て応援担当)	津田善寿君
子ども家庭相談課長	菅原かおり君
生涯学習課長	阿部一郎君
生涯学習部専任参事 (生涯学習センター・公民館担当)	大浜訓子君
生涯学習部専任参事 (文化財保護担当)	岩永幸博君
文化スポーツ課長	前田一成君
中央図書館長 兼生涯学習部専任参事 (知の地域づくり担当)	一階世志明君

#### 1. 出席事務局職員

教育政策課主査	森貴美君
教育政策課	松尾真恵君

## 1. 議事日程

- 日程第 1 会議録署名委員の指定
- 日程第 2 箕面市教育委員会委員長選挙の件
- 日程第 3 平成24年度（2012年度）箕面市立小・中学校教職員人事基本方針の件
- 日程第 4 教育長の給与及び勤務時間等に関する条例改正に係る意見提出の件
- 日程第 5 箕面市教育委員会所管に係る平成23年度箕面市一般会計補正予算（第7号）の件
- 日程第 6 箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件
- 日程第 7 箕面市教育委員会会議録の承認を求める件
- 日程第 8 教育長報告

（午後2時30分開会）

○委員長（小川修一君）：ただ今から、平成23年第12回箕面市教育委員会定例会を開催します。議事に先立ちまして、事務局に「諸般の報告」を求めます。

（事務局報告）

○委員長（小川修一君）：ただ今の報告のとおり、本日の出席委員は5名で、本委員会は成立しました。

○委員長（小川修一君）：それでは、日程第1、「会議録署名委員の指定」を行います。本日の会議録署名委員は、箕面市教育委員会会議規則第4条第2項の規定に基づき、委員長において坂口委員を指定します。

○委員長（小川修一君）：次に日程第2、選第1号「箕面市教育委員会委員長選挙の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（井口直子君）：本件は、現箕面市教育委員会 小川委員長の、委員長の任期が、平成23年12月23日をもって満了することに伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条第1項の規定により、選挙を行う必要があるため、ご提案するものです。

○委員長（小川修一君）：それでは、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条の規定に基づき、ここで委員相互で選挙をいたします。なお、これは、人事案件となりますので、同法第13条第6項の規定により非公開としたいと思いますが、いかがでしょうか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：それでは、非公開といたします。また、委員相互

での選挙といたしたいので、事務局の退席を求めます。

(事務局職員退席後、委員相互の選挙)

(事務局職員着席)

- 委員長(小川修一君) : ただいまより、委員会を再開いたします。
- 委員(白石裕君) : 本市教育委員会委員長選挙の結果については、私から報告いたします。地方教育行政の組織及び運営に関する法律第12条に基づいた選挙の結果、指名推選により、小川修一委員に委員長をお願いすることになりました。
- 委員長(小川修一君) : 委員の先生がたからご推挙いただき、賛同いただきました。皆さんご承知のとおり、私の会議の進め方を含めて、自分自身ではつたないものだと常々思っています。時には思いもよらない質問を事務局にぶついたりすることもあります。それも箕面の教育が前進するためと思い、発言することもあります。ふつつかな人間ですので、皆さんから教えていただくことがたくさんあろうかと思えます。どうかよろしく願いいたします。
- 委員長(小川修一君) : それでは、選第一号を採決します。本件を選挙結果のとおり可決することにご異議ございませんか。  
(“異議なし”の声あり)
- 委員長(小川修一君) : 異議なしと認めます。よって、本件は選挙結果のとおり可決されました。なお、委員長職務代理者は、協議の結果、引き続き白石委員を指定することを報告します。
- 委員長(小川修一君) : 次に日程第3、議案第67号「平成24年度(2012年度)箕面市立小・中学校教職員人事基本方針の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教職員課長に求めます。
- 教職員課長(北村清君) : 豊かな「育ち」と確かな「学び」を育む学校教育を展開し、21世紀を担う人材を育成するにあたり、平成24年度(2012年度)箕面市立小・中学校教職員人事基本方針を策定し、ご決定いただく必要があるため、提案するものです。
- 委員長(小川修一君) : この件に関して、何か質問、意見はありませんか。
- 委員(白石裕君) : 人事取扱要領の2(2)で「若手」とありますが、学校経営はどの先生にも参画してもらいたいのですが、何となく、全体からわかるのですが、改めて、特に「若手」と書いてある意図を教えてください。
- 教職員課長(北村清君) : 箕面市内の学校では、今後10年間で250名のベテランの教職員が退職する状況が予測されています。40代が少なく、さらに今後採用数が20から30人となり、ワイングラス型の教職員構成となりますので、できるだけ、どんどん入ってくる若手教職員にも学校の運営に参加していただきたいことと、管理職と若手教職員がもっとコミュニケーションを図りながら、学校運営に対する提案や意見、思いを伝えることがで

きる、風通しの良い組織を作っていきたいと考えており、これが学校組織に刺激を与えて、ひいては、若手教職員の仕事の幅を広げていくことも期待されますので、今回要領に「若手教職員」と入れました。

- 委員（福井聖子君）： 人事基本方針の4にある「豊かな人間性と教育に対する熱意を有する人材」の決め方や基準は何かあるのですか。
- 教職員課長（北村清君）： 明確な基準は現在持っていません。教職員の任用については、これまで大阪府教育委員会が任用した職員をそれぞれの市町村に配当してきたのですが、本市においては、平成24年度以降、教職員人事権の移譲もあり、教員の採用選考に主体的に関わっていく必要があります。そこでは、教員の指導力と人間性、教員という職、箕面市の教員になりたいという熱意を含めて、できるだけ人物評価を重視した選考を今後行いたいと考えていることから、今回このような文言を加えました。
- 委員（福井聖子君）： 人事権という大変なことが箕面市に降りかかってくるので、採用の基準や透明性をかなり出していかないと、なぜこの人を採用したか、なぜ自分は落ちたかが出てくると思うのです。箕面市のためにがんばっているんだと言えば通るのか、それが教員としてどうなのかというところだと思うのです。やはり、学校の先生として採用するために、一番何が大事なのか。「豊かな人間性と教育に対する熱意」というものはわかるのですが、それをどのように量っていくのか。それが公平で透明なものにどう見せるのかを考えるとこのような抽象的な言い方だとなかなか難しい。ここで大まかに打ち出すことは良いと思うのですが、やはり、採用が始まったときには、どのような面を誰がどのように捉えるかは、人によって感覚的にイメージが違ってくる。その次の段階で、はっきりいえるようにきちんと用意できないと、透明性があるのかと気になります。
- 教育長（森田雅彦君）： 私もずっと採用選考に関わってきましたので、その経験から申しますと、確かに子どもたちの教育に携わる教員として、どのような先生を採用するかは大変大事なことで、福井委員がおっしゃったように、選考に当っては、公平性、透明性がなくてはならないものです。大阪府の教員選考結果については、本人から申請がありますと、どれぐらいの点数を取ったかが必ず公表されます。また、その選考方法ですが、筆記、個人、集団面接、実技選考、模擬授業という形も新たに加えられています。そのようなことを総合的に判断して、一つの成績として合否を決める、公表することとなっています。面接官としてこのかたが本当に先生に適しているか、適していないかを考えたときに、その先生の資質、人となりを見ますが、明るくて、前向きさがある。そこを一番大事にして選考していくことが基本になっています。
- 委員（白石裕君）： その意味で言うと、よく内容が汲み取れると思うので

す。ただ、人事基本方針の1, 2, 3, 5が比較的基準がはっきりしていることに対し、4が非常に抽象的、あえて言うとも願望が入っている。その意味で、法律論として、言葉としてどうかという疑問はあると思うのです。ただ、これは基本方針なので、そのような意味でよいかと思うのです。通常はこのようなものは、バックに入っていて、例えば、大阪府だったら、このような採用をする、熱意があるなどの書き方をされると思うのです。ストレートに出すことは、比較的少ないと思うので、その点、福井委員が指摘されたように、「ちょっとこれはどういうこと」と後々いろいろ聞かれることもあるかとも思います。

○教育長（森田雅彦君）：この基本方針は大阪府の人事基本方針をベースにして、市の人事基本方針を作成しています。ただ、人事権が移譲されますので、もちろん教員の採用選考の中身を含めてどうあるべきかをこれから3市2町で、本市においてはどうあるべきかを検討していかなければならないと思います。

○委員長（小川修一君）：教員採用については、箕面市もある意味一つの曲がり角だと思うのです。それは、豊能地区の協議会でより良い方法を協議していただいています。平成24年度から施行されるので、これまで箕面市の教育に携わる教員の人事に関して智恵を絞ってここまで来たのですが、やはり教育現場でもこの人事に関する関心は非常に高いものだと思います。ましてや子どもにとっては教育に直接携わってもらえる教員のことですから、我々も心してこのことをふまえておかなければならないと思うのです。このような観点から基本的に守っていくこととして項目を立てていますが、ものによっては、その年度では困難なことや課題もあるかと思っています。この数年でこの柱に立っている項目で、少し時代的に難しくなってきた、解決方法を考えなければならないというポイントをあげればどのようなところですか。

○教職員課長（北村清君）：先ほども申し上げた職員の年齢構成の問題が非常に大きな問題で、今後学校運営に非常に大きな影響を及ぼしてくる可能性もあると考えています。また、管理職の選考に関する事です。なかなか若手教職員から管理職の選考に手を挙げる事がそんなに多くない状況で、これをいかに魅力ある職であるかを理解していただき、その選考にどれだけのかたが手を挙げてくださるかが課題です。できるだけ、若手教職員のみなさんにご理解を得ながら選考に努めていきたいと考えています。

○委員長（小川修一君）：他にないようですので、議案第67号を採決いたします。本件を原案どおり可決することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、原案どおり可決されました。

- 委員長（小川修一君）：次に日程第4、報告第67号「教育長の給与及び勤務時間等に関する条例改正に係る意見提出の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。
- 教育政策課長（井口直子君）：本件は、平成23年度人事院勧告の内容等をふまえ、箕面市特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する手続きに準じて、教育長の給与及び勤務時間等に関する条例の一部を改正する条例案の作成に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定により、箕面市長から意見聴取があり、回答する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。
- 委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第67号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。
- （“異議なし”の声あり）
- 委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。
- 委員長（小川修一君）：次に日程第5、報告第68号「箕面市教育委員会所管に係る平成23年度箕面市一般会計補正予算（第7号）の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。
- 教育政策課長（井口直子君）：本件は、平成23年度当初予算編成以降の事務の変更等に伴い、箕面市教育委員会所管に係る平成23年度箕面市一般会計予算の補正を市長に要請する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。なお、この補正予算は、平成23年第4回箕面市議会定例会において可決された後に執行するものです。
- 委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。
- 委員（坂口一美君）：阪神大震災などもありましたが、学校、特に体育館の震災当初の役割が非常に大きなもので、そこに集まられる、多くの地域のかた、高齢のかた、特殊なニーズを抱えておられるかたのことを考えますと、箕面としては、大きな防災に関する計画などについて改善していく点はたく

さんあると思いますが、このような財源の活用で随時体育館等を改修していくことはとてもありがたいことだと思います。いくつかの学校の改修で終わりがちかもしれませんが、引き続き、このような改修を今後も随時行っていただきたく、私からのお願いといたします。

○委員長（小川修一君）：他にないようですので、報告第68号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第6、報告第69号「箕面市教育委員会事務局職員の人事発令の件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（井口直子君）：本件は、分限休職及び復職に伴い、発令する必要が生じましたが、委員長において教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであるとお認めいただきましたので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項及び箕面市教育委員会教育長に対する事務委任規則第3条第1項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、同規則第3条第2項の規定により報告するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第69号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって、本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：次に日程第7、報告第70号「箕面市教育委員会会議録の承認を求める件」を議題とします。議案の朗読を省略し、提案理由を教育推進部教育政策課長に求めます。

○教育政策課長（井口直子君）：本件は、去る11月21日に開催された平成23年第11回箕面市教育委員会定例会の会議録を作成しましたので、箕面市教育委員会会議規則第4条の規定により提案するものです。

○委員長（小川修一君）：この件に関して、何か質問、意見はありませんか。

○委員長（小川修一君）：ないようですので、報告第70号を採決いたします。本件を報告どおり承認することにご異議ございませんか。

（“異議なし”の声あり）

○委員長（小川修一君）：異議なしと認めます。よって本件は、報告どおり承認されました。

○委員長（小川修一君）：続いて日程第8、教育長報告を議題とします。教

育長に報告を求めます。

○教育長（森田雅彦君）：（議案書47頁から報告）

◎平成23年第4回箕面市議会定例会について

11月30日から12月21日までの会期で開催されており、12月2日には、文教常任委員会が開催されました。箕面文化・交流センターの指定管理者が管理する施設についてと、補正予算に関連して学校給食に関する質問が中心となりました。来年度2学期より開始を予定しているどろみの森学園での給食のあり方、今年度2学期より新たに始まった調理業務委託の状況、また、現在検討会で議論いただいている中学校給食導入についてでした。なお、中学校給食については、検討会において視察やアンケートも実施いただき、時間をかけて検討いただいた内容を「中間報告」としてまとめていただき、22日の検討会でいただくことになっています。これを受けて、ランニングコストのことなどもふまえ、実施方法や形態について、中学生にとってより良い学校給食が実施できるよう、最終調整をしていきたいと考えています。なお、主な質問事項については、議案書のとおりです。

◎教育推進部について

就学・就園時検診を11月7日から、総合保健福祉センター等の会場で6回に亘って実施しました。学校保健安全法に基づき、来年4月に小学校、幼稚園に入学・入園を予定している児童・園児を対象に、学校園医の先生がたの協力をいただき、心身の状況等を把握し、今後の健康管理・保健指導に生かすために実施しています。ただ、東生涯学習センターで実施した際、近くのスーパーの駐車場が検診に来られたかたの車で満杯となり、大変ご迷惑をおかけしましたので、受診されるかたへの呼びかけはもとより、実施方法等一部見直す必要があると考えています。

11月13日、第2回「箕面・世界子どもの本アカデミー賞・授賞式」をメイプルホールにおいて、たくさん子どもたちの参加のもとで開催することができました。昨年、子どもたちがよく読んだノミネート作品の中から子どもたちの投票で選ばれた「絵本賞」として「100 かいだてのいえ」の作者いわいとしおさん、「作品賞」は、メアリー・ポープ・オズボーン作、マジックツリーハウスシリーズから「恐竜の谷の大冒険」が選ばれ、翻訳された食野雅子さんが代理で出席いただき、賞を受け取っていただくとともに、メアリーさんのビデオメッセージを紹介いただきました。なお、食野さんにも「特別賞」をお贈りいたしました。中学生が選んだ「ヤングアダルト賞」には、「フリーター、家を買う。」の作者有川浩さんが選ばれました。司会、進行も子どもたちが行い、受賞者の皆さんには手作りのオスカー像の授与を行いました。また、今回ノミネートされました作家のかたがたに、オーサービジット、学校訪問も行っています。

### ◎子ども部について

11月にも報告いたしました。オレンジリボンキャンペーンの取組の一つとして、11月13日に総合保健福祉センター2階大会議室において、あゆみの丘児童指導員の福井伸弥氏をお招きし「子どもに伝わる！子どもが変わる、ほめて育てる効果的な子育て法のワークショップ」という内容でご講演いただきました。

11月19日に第30回青少年弁論大会が30回という節目の大会ということ、また、50周年を迎えられた箕面ライオンズクラブの皆さんのご支援もいただき、今回は箕面文化・交流センターからメイプルホールに会場を移して開催しました。市内の公・私立中学生と在住の中学生26名が出場してくれて、自分の夢や意見をたくさんの人前でしっかりと発表してくれました。また今回も、市内在住のアナウンサー関純子さんを特別審査員としてお招きしました。ミニ講演会は、第24回大会に出場された聖母被昇天学院OGの末松亜美さんに行っていただきました。最優秀賞は、関西大倉中学校3年下村梨乃さんの「生きられる価値」が選ばれました。優秀賞には、第二中学校2年の荒川香織さん、同じく第二中学校1年堀戸太智君、聖母被昇天学院3年の重松ゆりのさんが選ばれました。

### ◎生涯学習部について

生涯学習部関係では、第55回秋季市民大会が議案書にあるとおりの日程で開催され、それぞれ熱戦が繰り広げられました。

- 委員長（小川修一君）：何かご質問、ご意見はありませんか。
- 委員長（小川修一君）：ただ今の教育長報告で箕面市の子どもたちの力強い行事への参加の話がありました。特に弁論大会は、最優秀賞に私立学校に在籍の人が表彰されたということで、公立も私立もともに手を取り合って広げていき、箕面の教育を充実していきたいと思えます。また、アカデミー賞の授賞式はずっと見ていましたが、子どもたちの意気込み、活躍ぶりが良く見えた行事で、ぜひこの取組が3回、4回、10回と広がっていくことを期待している行事の一つです。いずれにしろ、元気いっぱいの子どもの活躍ぶりを後押しするのが私たちの務めだと思います。
- 委員長（小川修一君）：以上をもちまして、本日の会議日程は、終了しました。各委員から教育行政に係ることで、何かご意見等ありますでしょうか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、事務局から「その他、教育行政に係る報告」があれば、申出を受けますが、いかがですか。
- 委員長（小川修一君）：ないようですので、本日の会議は、全て終了し、付議された案件、選挙1件、議案1件、報告4件は、すべて議了いたしました。
- 委員長（小川修一君）：それでは、ここで、少し時間をいただいて、現在、

私どもも含めて大きな課題と考えている中学校給食について意見交換をします。

【以下の意見交換部分については、箇条書きとする。】

○委員長（小川修一君）：

①7月11日の定例会では、中学校給食のスムーズな導入として、箕面市の小学校での給食の取組、中学生の食の状況、全国と大阪府内の給食の実施率、大阪府の中学校給食導入に伴う補助制度等について、意見交換をいたしました。

②その後、箕面市中学校給食検討会を設置し、5回の開催で、アンケート調査の実施や視察、中間報告の素案の作成などがありました。

③中学校給食が必要とされる背景はどのようになっているのですか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：

①第2次食育推進計画では、食をめぐる現状として、伝統的な米や野菜を中心とした豊かな食文化から、脂質の過剰摂取や野菜不足等の栄養の偏り、朝食の欠食など、食習慣の乱れに起因する様々な問題を引き起こしている現状があります。

②このような背景のもと、健康増進法や食育基本法が制定され、その食育基本法を受けた食育推進基本計画では、学校・保育所等における食育の推進として、「子どもが食に関する正しい知識や望ましい食習慣を身に付けることができるよう、学校給食の一層の普及を促進するとともに、十分な給食の時間の確保及び食事マナー等の指導内容の充実を図る。また、各教科等においても学校給食が「生きた教材」として活用されるよう献立内容の充実を図る。」と明記されています。

○委員（坂口一美君）：食を取り巻く環境の変化により、特に成長期にある中学生に食に関する教育が必要で、それに身近な給食を活用して教育的効果をさらに高めるといことですね。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：そのとおりです。

○委員長（小川修一君）：箕面市中学校給食検討会での中学校給食の意義・目的について議論された内容はどのようなものでしたか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：

①安心・安全で栄養バランスに配慮された昼食が生徒に等しく提供できること。

②食育の側面として、学校給食を通じて、食に関する正しい理解と望ましい食生活が形成できること。特に、学校給食は、献立の多様性からいろいろな食材を食べる機会や経験を持つことができ、子どもたちに食を考え、食

を選択する力を養う教育的効果があること。

③みんなが同じ環境で同じものを食べることによる一体感や仲間づくり、準備から後片付けまでを通じた共同作業による奉仕・協力・協調の精神を養える効果があること、これらのことから中学校給食の意義・目的が議論されました。

○委員（坂口一美君）： 検討会では、有意義かつ長時間の議論がされたと聞いています。食をめぐる環境を整えていくには、食育に取り組むことが大切であると認識できます。

○委員長（小川修一君）： 中学校給食は、法的にどのように位置づけられているのですか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：

①学校給食が教育活動の一環として位置付けられたのは、昭和21年12月の「学校給食実施の普及奨励について」という文部、厚生、農林三省の次官通達です。

②昭和29年に制定された学校給食法により、教育活動として実施されるとともに、法的根拠が明確になりました。平成21年4月の改正学校給食法の第1条で、「この法律は、学校給食が児童及び生徒の心身の健全な発達に資するものであり、かつ、児童及び生徒の食に関する正しい理解と適切な判断力を養う上で重要な役割を果たすものであることにかんがみ、学校給食及び学校給食を活用した食に関する指導の実施に関し必要な事項を定め、もって学校給食の普及充実及び学校における食育の推進を図ることを目的とする。」となっています。また、第2条では、食育の観点をもふまえ、義務教育諸学校における教育の目的を実現するため、新たな目標を掲げています。

③学校給食法第8条では、「学校給食実施基準」を定めるよう規定しており、その基準として、（1）学校給食は、在学する全ての児童・生徒に対して実施されるものとする（2）学校給食は、年間を通じ、原則として毎週5回、授業日の昼食時に実施されるものとする（3）学校給食の実施に当たって、児童・生徒の個々の健康及び生活活動等並びに地域の実情等に配慮すべきものとする、となっています。

○委員（坂口一美君）： 学校給食とは、学校給食法で小・中学校の義務教育に位置づけられていて、中学生も小学生と同様に、週5回実施、食物アレルギーなどの健康状態に配慮して実施しなさい、となっているのですね。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）： そのとおりです。

○委員長（小川修一君）：

①学校給食法第2条の目標は、平成18年改正の教育基本法第2条における教育の目標や平成19年改正の学校教育法第21条 義務教育の目標をふ

まえたものですね。

②学習指導要領ではどのように取り扱われていますか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：

①学校給食が教育課程における位置付けが明確にされたのは、昭和33年の小学校及び中学校学習指導要領の改訂においてです。現在は、改訂後の小学校及び中学校学習指導要領の総則に、学校における食育の推進が盛り込まれ、望ましい食習慣や健康的な生活習慣の形成の習得には、栄養教諭等の専門性を生かすなど教師間の連携に努めるとともに、地域の産物を学校給食に使用するなどの創意工夫を行いつつ、学校給食の教育的効果を引き出しよう取り組むことが重要であると、明記されています。

②中学校給食指導要領の特別活動編では、食育の観点をふまえた学校給食と望ましい食習慣の形成が明記されるなど、学校給食は、学級活動に位置付けられています。

○委員（坂口一美君）： 中学校給食指導要領の特別活動編には、栄養の偏りのない食事のとり方、共同作業を通しての奉仕や協力・協調の精神を養うことなど望ましい食習慣の形成や食事を通して好ましい人間関係の育成、自然の恩恵などへの感謝について教えていくことになっており、まさに、中学校給食検討会での議論した、中学校給食の意義・目的に合致するものと思われます。

○委員長（小川修一君）： 「食に関する指導の手引」はどういったものですか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：

①文部科学省が作成したもので、教育基本法が制定されたこと、同法に基づき策定された食育推進基本計画における学校給食の一層の普及・促進や、食育のキーパーソンとしての栄養教諭制度の創設されたことを受けて、平成19年に作成されたものです。

②平成22年の3月には、学校給食法の改正及び学習指導要領の改訂等をふまえて改訂され、第1章では、学校における食育の推進の必要性を、朝食の欠食状況等、食を取り巻く現状や食育基本法・食育推進基本計画の策定の背景から、食に関する指導の目標の達成方法が記載されています。第2章では、学校における食育を推進するために、各学校において「食に関する指導にかかる全体計画」を作成することとなっています。第3章では、小学校・中学校における各教科での食に関する指導の取組例を示しています。第4章では、学校給食を生きた教材とした食育の推進の取組例が記載されています。

○委員（坂口一美君）： 「食に関する指導の手引」は、現場の先生がたが食育を教えていく具体的な手引書になるとのことですが、箕面ではどのように

先生がたが活用されているのですか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）： 「食に関する指導にかかる全体計画」として、小学校については、全ての学校で策定しており、中学校では給食が始まっていないため、策定されていない学校もあります。

○委員長（小川修一君）： 法的なことの実践も大切ですし、何より、児童・生徒が自覚を持って、食についての知識や食材に関する認識など、食事そのものの大切さを自覚していくことの一つが給食であろうと思うのです。給食を生きた教材として活用するには、それなりの条件が必要であろうし、子どもたちの周りが認識を深める努力をしなければならないと思われま。

○委員（福井聖子君）：

①家庭の問題の多様化で、経済的、家族構成、就労の問題などで、弁当を用意するのが困難な家庭があると聞いています。

②学校教育の中で、どれだけ食に関して学ばなければならないかと考えると、家族で過ごす時間も多様化して、家の中で食べることがこんなに楽しいんだと実感できないような背景が出てきており、学校が逆にとりでようになっていたのかなと思います。

③あまり難しいことではなく、いい食事を昼食できっちり全員に確保して、みんなで食べることで、食べることはこんなにいいことで、きっちり食べるとこんなに元気になるんだと思えたら、学校給食を中学校でする意義は、かなりあるという気はします。

④であれば、生徒たちがいい給食なんだと実感するような内容のものでないといけないと思います。貧しい時代には、給食というだけで顔をしかめる人もたくさんいた時代もありました。今の箕面市の小学校の給食で見ていると、わりあい、良かったと食べてもらっているので、中学校もそのようなことが十分見込めると思うのですが、中学生の家庭環境の食に対する位置づけを考えると学校にそのような意義があると思います。

○委員（白石裕君）：

①難しく考えるのではなく、楽しく、おいしく、体に良いと「感謝の念」が大事だと思います。

②私は食に対する思いとして、3つあります。一つはもったいないという気持ちをもってもらう。あまりにも粗末に扱われています。二つ目は、作ったかたへの感謝。私の年齢になりますと、家で米粒ひとつ残したら、これを作った農家のことを考えなさいと親に叱られました。どれだけたくさんの方が関わって、お米作っているか。一度都会の子どもたちがどうやってお米ができるかを見てもらいたい。3つ目は命の大切さを教えることだと思うのです。人間は生きているものを食べています。命は循環している。そのような根本的な信念を教えたいですね。

- 教育長（森田雅彦君）： 中学校給食は、子どもたちの成長が一番、著しいときで、そのときにきちんとバランスの良い、安全、安心な給食をみんなで食べることはとっても大事なことだと思います。確かな学力や体力の一番の源が、エネルギーの源である食、給食、だと思うのです。
- 委員（白石裕君）： 学校給食に意味があると思われるのは、家庭の問題などいろいろな事情でお弁当を持参できない子どもであっても、給食であれば学校で喫食できることだと思うのです。だから、私は、学校に通う子どもたちには負い目がないように育ててもらいたいと思います。給食費の問題は、今は置いときますが、家庭環境などによる子どもたちのつらさを給食は解消してくれると私の経験上、思います。
- 委員（福井聖子君）： 同じ中学校で同じ学年でも、クラスによってイメージが違うようで、私は良いイメージがなかったのですが、同窓会で聞いた人は、中学校給食に問題があるのかがわからないとおっしゃられていました。だから、個人の感想がある程度参考になるのですが、あまり参考にしすぎるのも良くないのかと思います。うちの子どもでも、かなりメニューも違うので、自分たちの過去の給食の思い出をどれだけ参考にしたらいいかは微妙だと思います。
- 委員（坂口一美君）： 私は、小学校が給食だったので、中学校に上がったときは、非常に給食が良かったなと思いながら、毎日お弁当を作っていた記憶があります。
- 委員長（小川修一君）： 給食ではありませんが、集団疎開した先で食べていたときに、やはり共同で食事することは体のためにと考えて大人が与えてくれるんだなと素朴な実感はありました。後になって教育の一環だったのかなと思います。
- 委員（坂口一美君）：
- ①先ほど皆さんがおっしゃったとおりだと思います。
  - ②今の日本の食は、様式の変化などで食事の形態が変わったことで弊害が出てしまったり、経済的や家族の状況などで、なかなか食をきちんと取れていない実態もあることを非常に感じています。
  - ③私も娘が中学校に通っている間、家庭状況の都合で、昼食を用意できなかった同級生の生徒さんのために1年間、お弁当を用意したことがありました。そのような子どもがいる中で給食はありがたいと思います。教育的な位置づけも確認できましたし、中学校給食の大切さを非常に感じています。
- 委員長（小川修一君）： 中学校給食検討会の取組状況はいかがですか。
- 学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）： 第1回目は、主に、食を取り巻く児童・生徒の現状と、学校給食の動向などについての説明、第2回目は、主に、中学校給食の実施形態とアンケート調査項目の内容についての議論、

第3回目は、アンケートの結果報告と給食にかかる概算費用を考慮した実施形態についての議論、第4回目は、視察先で実施しているランチボックスと家庭弁当の選択制か小学校と同様に全員で給食を食べる方式として全員喫食かの議論と中学校給食検討会中間報告(素案)の検討、第5回目は、第4回目の検討結果をふまえた中間報告(素案)の修正版を検討しました。

○委員(白石裕君) : 中学校給食を開始についての、子どもたち、保護者・先生がたのアンケート結果と他市でのアンケート状況について、教えてください。

○学校給食推進担当専任参事(中出宣義君) :

①同じようなアンケートを実施した7市の状況ですが、中学校給食の導入について、「賛成」または「どちらかといえば賛成」の割合は、児童・生徒及び教職員の割合は低く、保護者の割合は高い、といった傾向です。本市でも、同様の傾向が見られます。

②本市では、一部の中学校で給食を実施しており、実施していない中学校と比較してみますと、給食を実施している中学生の「賛成」または「どちらかといえば賛成」の割合は、78.8パーセント、実施していない中学校の割合は、25パーセントとなっています。また、小学校の教職員では、「賛成」または「どちらかといえば賛成」の割合が約53パーセント、中学校の教職員は、約20パーセントとなっています。

○委員(白石裕君) : 実際に給食を経験するといいいものだと思っている生徒が約8割いるということがわかりました。その意味で、アンケートの結果ですが、給食は生徒にも満足いくものとなっているとわかります。そのような理解でいいですね。

○学校給食推進担当専任参事(中出宣義君) : そのように認識しています。

○委員長(小川修一君) : 今までの先進地視察の状況も教えてください。

○学校給食推進担当専任参事(中出宣義君) : 7月11日の定例会以降の視察は、主に学校現場の教職員、検討会の委員、教育委員会の委員と一緒に視察を行いました。9月15日に和泉市の北池田中学校を、10月21日に門真市の第六中学校を、11月10日に吹田市の竹見台中学校を視察しました。和泉市の北池田中学校は、給食を学校運営に活用していたことから、もう一度伺いました。門真市も昭和31年から完全給食を実施していることから、楽しそうに食べている状況を見てきました。吹田市では、予約制のランチボックス方式と民間事業者のお弁当と校内販売のパンか家庭からのお弁当のどちらかを選んで食べる昼食として、選択性を見てきました。

○委員長(小川修一君) :

①私も選択制の学校を視察しましたが、ランチボックスでは食材の制約があるだけでなく、配送時間等の衛生管理面での不安や採算性がなければ業者

が撤退することもあることなど、民間事業者に施設から運営まですべてを任せるには、将来性を考えたときに定着して安定性があるのかと思いました。

- ②給食制度を取り入れて、紆余曲折をふまえたうえで、現在は生徒指導の面にまで生かしている学校もありますが、デメリットもあろうかと思えます。もちろんメリットを求めて我々は結論づけたいと思えます。

○教育推進部理事（若狭周二君）：

- ①視察には校長、教頭、生徒指導主事、栄養教諭も含めて、多数のものが参加しています。ある校長先生が「これからの中学校は文化が変わる。生徒指導、学力指導ができる中学校、同時に給食指導もできてなんぼや。」とおっしゃられていました。
- ②中学校で指導していた際、弁当のときも班活動を行っていました。給食導入に当たり、班活動や集団づくりなども考えていかなければなりません。
- ③和泉市に行った際、自分たちの食べ物を最近の子は粗末にしていない。自分のお弁当も含めて食物に対する大事さを持っている、と聞きました。その意味では、「もったいない」と動物の命をいただくという感謝の念も持っていますので、集団で給食をいただきながらそれを進めていきたい。
- ④各学校のリーダー性のある方が先進地に行かれましたので、事務局としても、教育課程のあり方や具体的な給食の進め方などが課題だと思っています。課題があったらその課題をきちんとつぶすような形で提起すべきだと思っています。

○教育長（森田雅彦君）：

- ①研究授業などの状況は見たことがありましたが、中学校で昼の時間の過ごし方を見たことがありませんでした。
- ②私も自校方式と親子方式の視察に行きました。生徒指導やマナーの問題に不安はあったのですが、指導のあり方で子どもたちが自主的に取り組んで、3年生に上がるほどきちんとできていく学校を見ました。そのような文化が定着してきたら、あのようなことができるのだと思いました。
- ③新しいことを取り入れていくので、いろいろと課題も出てくると思いますが、教育委員会も学校と一緒にあって、保護者や子どもたちにもきちんと説明していかなければならないと感じました。

○委員（坂口一美君）：

- ①視察に行くと、指導面の質問が多かったと思いますが、今まで取り組んでおられたところは、自然のうちに学校で根づいていると思いました。
- ②止々呂美中学校で生徒と一緒に食事をするところがありましたが、その日はお弁当でしたが、みんなでたべるのが良いという、給食に対しては良い感じを生徒さんが持っていると思いました。スタートしなければわかりませ

んが、自分たちで作り上げていくものだと思います。

③他を見るのは大事なので、小学校の給食を中学校の先生がたが見るとか、保護者が改めて給食の状況を見るのも非常に大事だと思います。

④中学校給食を実施する場合の形態については、どのような方法があるのですか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）： 小学校のように全員が食べる全員喫食とする給食か選択制として家庭からのお弁当と民間給食業者に頼むランチボックス方式の形態があります。給食施設の形態として、共同調理場方式、親子方式、自校方式があります。

○委員（福井聖子君）： 給食施設の形態別のメリットとデメリットはどのようになっていますか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：

①共同調理場方式のメリットは、6校の調理を集中化することで年間運営費のスケールメリットが現れ、最も効率的な方式となります。学校での施設整備費は、配膳室のみとなり経費が抑えられます。デメリットは、調理から食べられるまでの時間経過が長くなることから安全面のリスクが上昇すること、万一、異物混入や食中毒が発生した場合の影響が大きいことなどがあります。また、アレルギー食の対応については、一カ所での集中管理となり、対応の範囲や方法についての煩雑さをどう解決するかが課題となります。

②親子方式では、メリットとしては、施設整備費・年間運営費とも経費面で抑えられており、効率性において優れています。デメリットとしては、配送が伴うことから共同調理場方式と同様のリスクが発生します。また、親校が休校等で給食がなければ、受配校も給食の提供ができないことや受配校が自前の給食施設を持たないことなどから、学校間格差が生じてきます。

③自校方式では、メリットとしては、喫食の直前まで調理することが可能であり、温かいものは温かく、冷たいものは冷たく提供できます。万一、異物混入や食中毒等の事故が発生した場合は、影響を1校だけに抑えることができ、被害を最小限とすることができます。アレルギー食への対応についても、各学校での対応となるため情報が伝達しやすい方法です。デメリットとしては、各学校に単独調理施設を建設することで、施設整備費が高くなります。また、調理に伴う経費についても各校に分散することで割高になる傾向があります。

④民間施設利用したランチボックス方式では、メリットとしては、施設整備費が抑えられること、配膳時間が短縮できる効果があります。デメリットとしては、配送を伴うことから共同調理場方式と同様です。また、民間施設となるため、学校給食の法的な基準を満たすハードルは高く、継続して

事業化できるかどうか不確実なところがあります。また、アレルギー対応については基本的にはできないこと、年間運営費については、最も高くなりません。

○委員（福井聖子君）：

①まとめると、安心、安全の面やアレルギー食対応では、自校方式が優れているということですね。

②費用についてはどのようなになっていますか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：概算費用として、

①共同調理場方式の施設整備費は約1億5千万円、年間運営費は約1億9百万円、

②親子方式の施設整備費は約1億1千万円、年間運営費は約1億1千5百万円、

③自校方式の施設整備費は約1億7千万円、年間運営費は約1億1千7百万円

④民間施設利用方式の施設整備費は約3億1千万円、年間運営費は約1億8千3百万円と試算しています。

○委員長（小川修一君）：中学校給食検討会では、中間報告をまとめる時期にきていますが、どのような状況ですか。

○学校給食推進担当専任参事（中出宣義君）：中学校給食検討会の方向性としては最終提言として取りまとめていただきますが、（1）主食とおかずにもミルクが付いた「完全給食」であること（2）財政的な制約はあるが、食育の観点から「自校方式」が望ましいこと（3）教育的効果を考えると、生徒全員と一緒に食べる「全員喫食」が望ましいことなどが議論されています。

○委員（坂口一美君）：私が視察したところはいずれも自校方式でした。特にガラス越しに調理員さんが働いている姿が見られることなど、生徒が感謝の気持ちを感じる意味を考えると教育的には自校方式がいいと思いますし、検討会での完全給食、全員喫食は、私も理解できます。

○委員（福井聖子君）：

①給食のメリットはたくさんありますが、一つに生きた教材として食育として使えることだと思います。

②金額的には、施設整備費も年間の運営費もかなりの費用をかけて行うのです。最初に作る時に一番いいものを作って、みんながどう望むかと持っていていったらいいのではないかというのが私の意見です。

③勝手に思ったのですが、お金の流れを考えると、雇用を打ち出すことになり、箕面市内で景気振興策や雇用対策などに投資すると考えたら違う見方がするかと思ったのです。お金を投入した先で、市内の人が稼げるようになったら、また、税金で返ってくるのではないか。そのようなことを考

えると、必ずしも全部市持ち出しではないと思うので、教育委員会としては、どのような物を作るかに観点をおいて打ち出してもいいのかと思います。

○教育長（森田雅彦君）：

- ①中学校給食の必要性を指摘した平成10年3月の「中学校給食検討学習会報告書」から約14年を経て、給食導入の環境が整ったことは、本当にうれしいことです。
- ②平成17年6月に食育基本法が整備され、これに伴い、学習指導要領の総則に食育がきちんと明記されたことや学校給食法が改正され、学校における食育の推進が盛り込まれました。食の大切さが教育現場に大きく浸透してきました。
- ③食は、人が生きていくうえでの基本であり、教育においても知育・体育・徳育の基礎だと思えます。教育委員会としても、12月22日に行われる検討会の中間報告をふまえて、費用のこともありますが、箕面の子どもたちにとってより良い中学校給食はどのような形態や方法がいいのか検討を進めたいと思えます。

○委員長（小川修一君）：

- ①今回、大阪府の補助制度を活用することは、一つのチャンスだと思います。
- ②給食検討会の中間報告をふまえて、教育委員会としての、中学校給食の方針を出していきたいと思えます。

○委員長（小川修一君）： これをもちまして、平成23年第12回箕面市教育委員会定例会を閉会いたします。

（午後4時26分閉会）

以上のとおり会議の次第を記し、相違ないことをみとめたので、ここに署名する。

箕面市教育委員会

委員長 小川 修一

委員 坂口 一美